

よくあるご質問＜法人・施設の名称・住所等の変更＞

(1) 法人名や法人本部の住所等が変更になったとき

「加入承認書」の修正が必要となりますので、必ず次の書類をご提出ください。

① 書類の提出

届出の名称	備考
◎ 事業主氏名等変更届	法人単位で作成
◎ 加入承認書	

【記入上の留意点】

- * 加入承認書に記載されている「法人名」、「所在地」、「事業主番号」と「代表者名（公印必須）」を記入のうえ、変更があった事項のみを下段にご記入ください。
- * 変更があった場合に届が必要な事項は下記のとおりです。
 - ・法人名
 - ・法人本部の所在地
 - ・法人本部の電話番号
- * 理事長等の代表者の変更は届出不要ですのでご注意ください。

(2) 加入施設の名称や住所等が変更になったとき

「加入承認書」の修正が必要となりますので、必ず次の書類をご提出ください。

① 書類の提出

届出の名称	備考
◎ 事業主氏名等変更届	施設単位で作成
◎ 加入承認書	

【記入上の留意点】

- * 加入承認書に記載されている「法人名」、「所在地」、「事業主番号」と「代表者名（公印必須）」を記入のうえ、変更があった事項のみを下段にご記入ください。
- * 変更があった場合に届が必要な事項は下記のとおりです。
 - ・加入施設名
 - ・施設の所在地
 - ・施設の電話番号